

○鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則

昭和54年12月21日

規則第88号

改正	昭和55年11月17日規則第82号	昭和56年7月22日規則第62号
	昭和58年7月27日規則第71号	昭和59年11月7日規則第88号
	昭和60年6月3日規則第40号	昭和60年10月11日規則第53号
	昭和61年10月24日規則第86号	昭和62年10月30日規則第69号
	昭和63年11月2日規則第61号	平成元年11月20日規則第60号
	平成2年8月29日規則第39号	平成3年7月31日規則第39号
	平成4年10月14日規則第55号	平成5年2月3日規則第2号
	平成5年12月8日規則第67号	平成7年2月15日規則第3号
	平成7年9月22日規則第66号	平成8年10月25日規則第69号
	平成9年3月28日規則第20号	平成10年10月30日規則第74号
	平成12年3月31日規則第109号	平成12年7月4日規則第148号
	平成14年6月14日規則第40号	平成15年2月25日規則第7号
	平成18年3月31日規則第32号	平成19年3月30日規則第43号
	平成19年6月8日規則第50号	平成21年10月30日規則第52号
	平成23年11月8日規則第56号	平成25年3月29日規則第21号
	平成28年9月9日規則第37号	平成29年6月30日規則第41号
	平成30年6月5日規則第27号	平成31年3月29日規則第21号
	令和元年6月21日規則第4号	令和2年7月3日規則第48号
	令和3年3月30日規則第23号	令和3年3月30日規則第28号
	令和4年2月25日規則第5号	令和4年8月19日規則第35号
	令和5年5月12日規則第36号	令和5年7月7日規則第40号

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則をここに公布する。

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則

(貸付け)

第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）、沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）及び令和4年農林水産省告示第535号（沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件）、中小企

業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）及び令和4年農林水産省告示第536号（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成20年／農林水産省／経済産業省／環境省／令第1号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「東日本大震災特財法」という。）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。）の定めるところによるほか、この規則に定めるところにより、沿岸漁業従事者等（法第3条第1項の沿岸漁業従事者等をいう。以下同じ。）に対し、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下これらを「沿岸漁業改善資金」という。）を貸し付け、農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた中小企業者であつて同条第2項第2号ハに掲げる措置を行うもの（以下「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第5条第1項の認定を受けた農林漁業者等であつて同条第4項第3号に規定する措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）に対し、経営等改善資金（次条の表経営等改善資金の部1の項から7の項までに掲げる資金に限る。）を貸し付ける。

- 2 県は、前項に規定するほか、沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者に対する沿岸漁業改善資金の貸付け（認定中小企業者及び促進事業者に係るものにあつては、次

条の表経営等改善資金の部1の項から7の項までに掲げる資金に係るものに限る。)の業務を行う融資機関(法第3条第2項の融資機関をいう。以下同じ。)に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付ける。

(平5規則67・平21規則52・平23規則56・令4規則35・令5規則40・一部改正)

(沿岸漁業改善資金の種類等)

第2条 沿岸漁業改善資金の種類,貸付けの対象となる資金(以下「貸付対象資金」という。)

の内容,沿岸漁業従事者等,認定中小企業者及び促進事業者ごとの貸付限度額,償還期間,据置期間並びにその他の貸付条件は,次の表のとおりとする。なお,東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で,その主要な事業用資産について浸水,流失,滅失,損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたもののうち,東日本大震災(原子力発電所の事故による災害に限る。)による影響を受けているものにおいては,東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和6年3月31日までに貸し付ける沿岸漁業改善資金の種類,貸付対象資金の内容ごとの償還期間及び据置期間は,次の表の償還期間及び据置期間の欄に掲げる期間にそれぞれ3年を加えた期間とする。

沿岸漁業改善資金の種類	貸付対象資金の内容	貸付限度額	償還期間及び据置期間	その他の貸付条件
経営等改善資金	1 自動操だ装置 その他の操船作業を省力化するための機器,設備又は装置(以下「機器等」という。)の設置に必要な資金(以下「操船作業省力化機器等設置資金」という。) 2 遠隔操縦装置の設置費用 3 サイドスラスターの設置費用 4 レーダーの設置費用 5 自動航跡記録装置の設置費用 6 GPS受信機の	500万円 (自動操だ装置を設置する場合には1台につき100万円,遠隔操縦装置を設置する場合には1台につき	7年以上(据置期間1年以上を含む。) ただし,農工商等連携促進法第14条の規定による 沿岸漁業	貸付対象資金の内容に係る事業等(以下「貸付対象事業等」という。)により設置し,又は購入する機器等で船舶安全法(昭和8年法律第11号)の規定の適用を受けるもの又はこれの設置に係る漁船については,その種類に応じ次の条件を付する。 (1) 機器等が船舶安全法

		<p>設置費用</p> <p>50万円, サイドスタ ドスラスト ーを設置す る場合に あつては1台 につき400万 円, レーダー を設置する 場合に あつては1台 につき180万 円, 自動航跡 記録装置を 設置する場 合にあつて は1台につ き120万円, GPS受信機を 設置する場 合にあつて は1台につ き130万円)</p>	<p>改善資金 助成法の 特例の適 用を受け る場合に あつては 9年以内 (据置期 間3年以 内を含む 。), 農 林漁業バ イオ燃料 法第10条 の規定に よる沿岸 漁業改善 資金助成 法の特例 の適用を 受ける場 合にあつ ては9年 以内(据置 期間1年 以内を含 む。), 六 次産業化 法第11条 の規定に よる沿岸</p>	<p>第6条第3項の検査を受け, これに合格すること又は船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号)第65条の6第2項の準備検査を受け, 基準に適合していることの確認を受けること。</p> <p>(2) 船舶安全法第5条第1項の定期検査, 中間検査又は臨時検査を受け, これに合格すること。</p> <p>(3) 機器等が船舶安全法第6条の5第1項の型式承認を受け, 同項の規定に合格したものであること。</p>
--	--	---	---	--

			漁業改善 資金助成 法の特例 の適用を 受ける場 合にあつ ては9年 以内（据置 期間3年 以内を含 む。）
2 動力式つり機 その他の漁ろう 作業を省力化す るための機器等 の設置に必要な 資金（以下「漁ろ う作業省力化機 器等設置資金」と いう。）	1 動力式つり機 の設置費用 2 ラインホーラー 一等の揚縄機の 設置費用 3 ネットホーラー 一等の揚網機の 設置費用 4 巻取りウイン チの設置費用 5 放電式集魚灯 の設置費用 6 漁業用クレ ンの設置費用 7 漁獲物等処理 装置の設置費用 8 海水冷却装置 の設置費用 9 海水殺菌装置 の設置費用	500万円 （動力式つ り機を設置 する場合に あつては1 件につき500 万円、ライン ホーラー等 の揚縄機を 設置する場 合にあつて は1台につ き120万円、 ネットホー ラー等の揚 網機を設置 する場合に あつては1 台につき120 万円、巻取り	7年以 内（据置期 間1年以 内を含 む。）。た だし、農商 工等連携 促進法第 14条の規 定による 沿岸漁業 改善資金 助成法の 特例の適 用を受け る場合に あつては 9年以内 （据置期 間3年以

		<p>10 漁業用ソナーの設置費用</p> <p>11 カラー魚群探知機の設置費用</p> <p>12 潮流計の設置費用</p>	<p>ウインチを設置する場合</p> <p>合にあつては1台につき500万円、放電式集魚灯を設置する場合にあつては1セットにつき200万円、漁業用クレーンを設置する場合にあつては1台につき400万円、漁獲物等処理装置を設置する場合にあつては1台につき500万円、海水冷却装置を設置する場合にあつては1台につき180万円、海水殺菌装置を設置する場合にあつては1</p>	<p>内を含む。)、農林漁業バ イオ燃料 法第10条 の規定に よる沿岸 漁業改善 資金助成 法の特例 の適用を 受ける場 合にあつ ては9年 以内(据置 期間1年 以内を含 む。)、六 次産業化 法第11条 の規定に よる沿岸 漁業改善 資金助成 法の特例 の適用を 受ける場 合にあつ ては9年 以内(据置 期間3年</p>
--	--	--	---	--

		台につき300万円, 漁業用ソナーを設置する場合には1台につき500万円, カラー魚群探知機を設置する場合には1台につき150万円, 潮流計を設置する場合には1台につき500万円)	以内を含む。)
3	1及び2に規定する機器等を駆動し, 又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金(以下「補機関等駆動機器等設置資金」という。)	1 補機関(動力取出装置付き推進機関を含む。)の設置費用 2 油圧装置の設置費用	500万円(補機関(動力取出装置付き推進機関を含む。))を設置する場合には1台につき400万円, 油圧装置を設置する場合には1台につき
			7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし, 農工商等連携促進法第14条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の

		つき500万 円)	特例の適用を受け る場合に あつては 9年以内 (据置期 間3年以 内を含 む。), 農 林漁業バ イオ燃料 法第10条 の規定に よる沿岸 漁業改善 資金助成 法の特例 の適用を 受ける場 合にあつ ては9年 以内(据置 期間1年 以内を含 む。), 六 次産業化 法第11条 の規定に よる沿岸 漁業改善 資金助成
--	--	--------------	--

				法の特例の適用を受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）
4 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の様式のもの又は通常的方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金（以下「燃料油消費節減機器等設置資金」という。）	1 漁船用環境高度対応機関の設置費用 2 定速装置の設置費用 3 発光ダイオード式集魚灯の設置費用	2,500万円（漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあつては1台につき2,400万円、定速装置を設置する場合にあつては1台につき120万円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあつては1セットにつき1,300万円）	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受けるとあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農	

			林漁業バイオ燃料法第10条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、六次産業化法第11条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）	
--	--	--	--	--

<p>5 農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において当該養殖技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金（以下「新養殖技術導入資金」という。）</p>	<p>農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用</p> <p>(1) 養殖施設の設置費用</p> <p>(2) 種苗の購入費用又は生産費用</p> <p>(3) 餌料の購入費用</p>	<p>400万円（農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行う者（その者が団体である場合にあつてはその団体を構成する個人、その者が会社である場合にあつてはその会社）1人（1社）につき400万円）</p>	<p>4年以内（据置期間2年以内を含む。）。ただし、農工商等連携促進法第14条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を</p>
--	---	---	--

				<p>受ける場合にあっては5年以内（据置期間2年以内を含む。）、六次産業化法第11条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあっては5年以内（据置期間3年以内を含む。）</p>
<p>6 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決を締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入</p>	<p>1 水産資源の管理に関する取決めにに基づき、資源管理措置（漁具又は漁法の制限、操業時間又は操業期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限</p>	<p>1,200万円</p>	<p>10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条の規</p>	

<p>(当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。)を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金(以下「資源管理型漁業推進資金」という。)</p>	<p>等の措置をい う。)を実施する のに必要な改 良漁具, 漁法転 換用漁具, 漁ろ う機器等の購入 費用又は設置費 用</p> <p>2 1 と併せて, 低利用・未利用 資源の開発・利 用措置と漁獲物 の付加価値の向 上措置を行う場 合における次に 掲げる費用</p> <p>(1) 低利用・未 利用資源の開 発・利用措置 を行うのに必 要な漁具, 漁 ろう機器等の 購入費用又は 設置費用</p> <p>(2) 漁獲物の 付加価値の向 上措置を行う のに必要な活 魚出荷のため の船上活魚装 置, 蓄養施設</p>	<p>定による 沿岸漁業 改善資金 助成法の 特例の適 用を受け る場合に あつては 12年以内 (据置期 間5年以 内を含 む。), 農 林漁業バ イオ燃料 法第10条 の規定に よる沿岸 漁業改善 資金助成 法の特例 の適用を 受ける場 合にあつ ては12年 以内(据置 期間3年 以内を含 む。), 六 次産業化 法第11条</p>
--	--	---

	等又は加工のための施設 (加工機械, 選別機, 洗浄機, 包装機, 冷凍冷蔵庫等を含む。)の設置費用		の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては12年以内(据置期間5年以内を含む。)
7 農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等(資材を含む。)の購入又は設置に必要な資金(以下「環境対応型養殖業推進資金」という。)	漁場の保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容、量及び方法を改善し、並びに薬品及び漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用 (1) 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容、量及び方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動	2,000万円(漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあつては、1,200万円)	10年以内(据置期間3年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第14条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては12年以内

		<p>給餌機，飼料倉庫等の購入費用又は設置費用</p> <p>(2) 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす，金網いけす，自動網いけす洗浄機，付着物駆除用生物培養器，酸素供給装置，水流発生装置，ばつ気装置等の設置費用</p> <p>(3) (1)又は(2)に関連して必要な餌料成分分析機，水質・底質測定機，残留検査・肉質検査機器，蓄養施設，医薬品，飼料，水産廃</p>	<p>(据置期間5年以内を含む。)，農林漁業バイオ燃料法第10条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあっては12年以内(据置期間3年以内を含む。)，六次産業化法第11条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあっては12年</p>	
--	--	--	---	--

		棄物高度処理機，ワクチン注射装置，固形物回収装置，水質ロガー，漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用		以内（据置期間5年以内を含む。）
8 漁船に設置される転落防止用手すりその他の漁船の乗組員の生命又は身体の安全を確保するための機器等の設置に必要な資金（以下「乗組員安全機器等設置資金」という。）	1 転落防止用手すりの設置費用 2 安全カバー装置の設置費用 3 揚網機安全装置の設置費用	150万円（転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合には50万円，揚網機安全装置を設置する場合には40万円）	5年以内（据置期間1年以内を含む。）	
9 漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金（以下「救命消防設備購入資金」という。）	1 救命胴衣の購入費用 2 消火器の購入費用 3 イーパブの購入費用 4 レーダートランスポンダの購入費用 5 小型漁船緊急	130万円（救命胴衣又は消火器を購入する場合には1台につき10万円，イーパブを購入する場合には）	貸付対象資金の欄第1号及び第2号に掲げる費用については2年以内，同欄第3号	

	連絡装置の購入費用	は1台につき60万円, レーダートランスポンダを購入する場合には1台につき65万円, 小型漁船緊急連絡装置を購入する場合には1件につき130万円)	から第5号までに掲げる費用については5年以内	
10	漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金(以下「漁船転覆防止機器等設置資金」という。)	1 漁獲物の横移動防止装置の設置費用 2 甲板下の魚そうの設置費用	150万円 (漁獲物の横移動防止装置を設置する場合には30万円, 甲板上の魚そうを廃し, これに代えて甲板下に魚そうを設置する場合には100万円)	5年以内(据置期間1年以内を含む。)
11	レーダー反射	1 レーダー反射	120万円	5年以

<p>器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金（以下「漁船衝突防止機器等購入等資金」という。）</p>	<p>器の購入又は設置費用 2 無線電話の設置費用</p>	<p>（レーダー反射器又は無線電話を購入し、又は設置する場合において、それぞれにつき40万円）</p>	<p>内</p>
<p>12 漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金（以下「漁具損壊防止機器等購入資金」という。）</p>	<p>漁具の標識（灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイに限る。）の購入費用</p>	<p>個人にあつては1人につき70万円、団体又は会社にあつては1団体又は1社につき130万円</p>	<p>5年以上内</p>
<p>13 1から12までに掲げるもののほか、県が、県の沿岸漁業の特殊性からみて県の沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術の導入に必要なも</p>	<p>1 定置網用無線遠隔式魚群探知機の設置費用</p>	<p>350万円</p>	<p>5年以上内（据置期間1年以上を含む。）</p>
<p>2 電気パルス発生装置の設置費用</p>	<p>120万円</p>	<p>5年以上内（据置期間1年以上を含む。）</p>	

	のとして農林水産大臣と協議して指定する資金（以下「特認資金」という。）				
生活改善資金	1 し尿浄化装置、改良便槽、自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）	1 し尿浄化装置又は改良便槽の設置に必要な資材の購入費用	30万円	3年以内	
	又は太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金（以下「生活合理化設備資金」という。）	2 自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）の設置に必要な資材の購入費用	10万円	2年以内	
		3 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	10万円	2年以内	
2 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善その他住居の利用方式の改善に必要な資金（以下「住居利用方式改善資金」という。）	1 居室（居間、寝室、子供室、老人室等をいう。）の改造費用	150万円	7年以内		
	2 炊事施設（炊事場、食事室等をいう。）の改造費用				
	3 衛生施設（浴室、便所、洗面所等をいう。）の改造費用				

		4 家事室等（家事室，更衣室，土間等をいう。）の改造費用			
	3 婦人又は高齢者であつて，沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るためこれらの者が共同して行う水産動植物の採捕，養殖，加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金（以下「婦人・高齢者活動資金」という。）	1 機器等（漁船用機器，漁具，養殖施設，加工用機器等をいう。）の設置費用 2 機器等を使用して行う生産活動に要する費用（種苗費，餌料費，加工用原材料費，資材費用等をいう。）	沿岸漁業の従事者の組織する団体1につき80万円	3年以内	
青年漁業者等養	1 青年漁業者，漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地	研修を受けるのに必要な費用（旅費，教材費，授業料，視察費等をいう。）	国内研修を受ける場合には1人につき180万円。ただし，月額15万円を限	5年以内（据置期間1年以内を含む。）	

成 確 保 資 金	に習得するため の研修で、農林水 産大臣が定める 基準に適合する ものを受けるの に必要な資金（以 下「研修教育資 金」という。）		度とし、貸付 研修期間は、 12月を最大 とする。 国外研修 を受ける場 合にあつて は1人につ き100万円		
2	青年漁業者が 行う近代的な沿 岸漁業の経営方 法又は技術の習 得で、農林水産大 臣が定める基準 に適合するもの に必要な資金（以 下「高度経営技術 習得資金」とい う。）	経営方法又は技 術の習得に必要な 費用（パソコン及 び関連機器、ソフ トウェア、ファク シミリ並びに制御 装置（制御用コン ピューター、各種 センサー類をい う。）及び関連機 器（制御装置と直 接連動する部分に 限る。）の購入費 用をいう。）	青年漁業 者1人又は 青年漁業者 が組織する 団体1につ き150万円	5年以 内	
3	農林水産大臣 が定める基準に 基づき青年漁業 者又はその組織 する団体が近代 的な沿岸漁業の 経営を自ら行う 場合に当該経営	沿岸漁業の経営 を開始するのに必 要な費用（漁船の 建造、取得又は改 造に必要な費用、 機器又は施設の設 置費用、漁具・種 苗・餌料等の購入	青年漁業 者1人又は 青年漁業者 が組織する 団体1につ き2,000万円 （ただし、沿 岸漁業改善	10年以 内（据置期 間3年以 内を含む。 ）。たれ だし、農林 漁業バイ オ燃料法	貸付対象事業等により 設置し、又は購入する機器 等で船舶安全法の規定の 適用を受けるもの又はこ の設置に係る漁船につ いては、その種類に応じ次 の条件を付する。 (1) 機器等が船舶安全法

<p>を開始するのに必要な資金（以下「漁業経営開始資金」という。）</p>	<p>費用等をいう。ただし、農林水産大臣が定める費用は除く。）</p>	<p>資金助成法の施行について（昭和54年4月27日付け54水研第613号農林水産事務次官依命通知）記第3の3の(1)の水産庁長官が定めるものにあつては5,000万円、一の区分された沿岸漁業部門の経営（以下「部門経営」という。）を開始する場合にあつては800万円）</p>	<p>第10条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては、12年以内（据置期間3年以内を含む。）</p>	<p>第6条第3項の検査を受け、これに合格すること又は船舶安全法施行規則第65条の6第2項の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。 (2) 船舶安全法第5条第1項の定期検査、中間検査又は臨時検査を受け、これに合格すること。 (3) 機器等が船舶安全法第6条の5第1項の型式承認を受け、同項の規定に合格したものであること。</p>
---------------------------------------	-------------------------------------	--	---	--

(昭55規則82・昭56規則62・昭58規則71・昭59規則88・昭60規則40・昭60規則53・昭61規則86・昭62規則69・昭63規則61・平元規則60・平2規則39・平3規則39・平4規則55・平5規則2・平5規則67・平7規則3・平7規則66・平8規則69・平10規則74・平12規則109・平12規則148・平14規則40・平18規則32・平19規則50・平21規則52・平23規則56・平25規則21・平28規則37・平29規則41・平30規則27・令元規則4・令2規則48・令4規則5・令4規則35・令5規則36・一部改正)

(貸付対象資金の合計額の限度)

第3条 1 沿岸漁業従事者等, 1 認定中小企業者及び1 促進事業者が貸付けを受けることが

できる沿岸漁業改善資金の合計額の限度は、5,000万円とする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額とする。

(平5規則67・平14規則40・平21規則52・平23規則56・一部改正)

(貸付対象者)

第4条 沿岸漁業改善資金の貸付けの対象となるものは、次に掲げるもののうち、別に定める沿岸漁業改善資金貸付基準に掲げる沿岸漁業改善資金の種類ごとの貸付けの相手方に該当するもので、貸付対象事業等を適正に実行することが見込まれるものとする。

- (1) 沿岸漁業の従事者たる個人
- (2) 沿岸漁業の従事者たる個人の組織する団体。ただし、法人格を有しない団体にあつては、次の要件のすべてに適合するものに限る。
 - ア 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善に資する行為を共同して、又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているもの(婦人・高齢者活動資金及び漁業経営開始資金にあつては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。)であること。
 - イ 団体の規模及び内容が、県の水産業改良に関する普及及び指導の対象として適當であると認められるものであること。
 - ウ 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する規程を有すること。
- (3) 沿岸漁業を営む会社(その常時使用する従業者の数が、20人以下のものに限る。)
- (4) 認定中小企業者
- (5) 促進事業者

(昭55規則82・平5規則2・平14規則40・平18規則32・平21規則52・平23規則56・一部改正)

(貸付資格の認定)

第5条 法第7条第1項の認定(以下「貸付資格の認定」という。)を受けようとするもの(以下「認定申請者」という。)は、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書(別記第1号様式。以下「貸付資格認定申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、認定申請者(認定申請者が認定中小企業者の場合は、農商工等連携促進法第5条第1項に規定する認定農商工等連携事業者である沿岸漁業従事者等。以下同じ。)の住所地を管轄する地域振興局又は支庁の長を経由して、知事に提出するものとする。

- (1) 経営等改善措置に関する計画(別記第2号様式)、生活改善措置に関する計画(別記第3号様式)又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画(別記第4号様式)

- (2) 認定申請者の住所地を管轄する市町村の長の漁業振興上の意見書
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 農商工等連携促進法第14条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては、前項の書類のほか、農商工等連携促進法第5条第3項の認定農商工等連携事業計画を記載した書面の写しを、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては、前項の書類のほか、農林漁業バイオ燃料法第5条第2項の認定生産製造連携事業計画を記載した書面の写しを、六次産業化法第11条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては、前項の書類のほか、六次産業化法第6条第3項の認定総合化事業計画を記載した書面の写しを提出するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により貸付資格の認定の申請があつたときは、その内容を審査し、認定申請者が沿岸漁業改善資金の貸付けを受けることが適当であると認めたときは、貸付資格の認定をするものとする。
- 4 知事は、前項の貸付資格の認定をしたときは、沿岸漁業改善資金貸付資格認定書（別記第5号様式。以下「認定書」という。）を認定申請者に交付するものとし、貸付資格の認定をしないことを決定したときは、その旨を認定申請者に通知するものとする。

（平5規則67・平9規則20・平14規則40・平19規則43・平21規則52・平23規則56・平25規則21・令4規則35・令5規則40・一部改正）

（県による貸付け）

第6条 県から直接沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするもの（以下「貸付申請者」という。）は、貸付資格認定申請書（認定を受けている場合にあつては、認定書の写し）に併せて、沿岸漁業改善資金貸付申請書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により貸付けの申請があつたときは、その内容を審査し、前条第3項の貸付資格の認定を受けたものに対し沿岸漁業改善資金の貸付けを行うことが適当であると認めたときは、沿岸漁業改善資金の貸付けの決定をするものとする。
- 3 知事は、前項の貸付けの決定をしたときは、沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（別記第7号様式）を貸付申請者に交付するとともに、その旨を沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書（別記第8号様式）により、関係の地域振興局又は支庁の長並びに漁業協同組合（以下「漁協」という。）、市町村及び九州信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）に通知するものとし、貸付けを行わないことを決定したときは、その旨を貸付申請者、関係

の地域振興局又は支庁の長並びに漁協，市町村及び信漁連に通知するものとする。

- 4 前項の規定による貸付けの決定の通知を受けたものは，速やかに，沿岸漁業改善資金借用証書（別記第9号様式）に，本人及び連帯保証人の印鑑証明を添えて信漁連を経由して知事に提出しなければならない。
- 5 前項の規定により提出された沿岸漁業改善資金借用証書は，鹿児島県契約規則（昭和50年鹿児島県規則第23号）第28条第1項の規定により作成された契約書とみなす。
- 6 知事は，第4項に規定する書類の提出があつたときは，その内容を審査し，記載事項に誤りがないと認めたときは，沿岸漁業改善資金の貸付けを行うものとする。

（令4規則35・追加，令5規則40・旧第5条の2繰下・一部改正）

（保証人又は担保）

第7条 貸付申請者は，2人以上の連帯保証人を立てなければならない。

- 2 貸付申請者が，沿岸漁業従事者等，認定中小企業者又は促進事業者の組織する団体である場合には，その構成員のうち，申請に係る沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた場合における受益者（その者が特定されない場合にあつては，団体の役員又はこれに類する者）が当該団体の連帯保証人となるものとする。
- 3 貸付申請者が連帯保証人を立てることができないと知事が認めるときは，当該貸付申請者は，連帯保証人を立てるのに代えて担保を提供することができる。
- 4 知事は，貸付金債権を保全するため必要があると認める場合は，県から直接沿岸漁業改善資金の貸付けを受けたものに対し，保証人の追加若しくは交替又は担保の追加若しくは変更を求めることができる。
- 5 前2項の規定により担保を提供し，追加し，又は変更するとき，沿岸漁業改善資金により導入した機械又は施設を優先して担保に供するものとする。

（平5規則67・平21規則52・平23規則56・一部改正，令5規則40・旧第6条繰下・一部改正）

（融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け）

第8条 融資機関から沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするもの（以下「借入申込者」という。）は，貸付資格認定申請書の写し（認定を受けている場合にあつては，認定書の写し）に併せて，沿岸漁業改善資金借入申込書（別記第10号様式）を融資機関に提出するとともに，貸付資格認定申請書（認定を受けている場合にあつては，認定書の写し）に沿岸漁業改善資金借入申込書の写しを添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は，前項の規定により貸付資格認定申請書の提出があつた場合において，貸付資格

- を認定したときは、沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書（別記第11号様式）を借入申込者が沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする融資機関に交付するものとし、貸付資格の認定をしないことを決定したときは、その旨を当該融資機関に通知するものとする。
- 3 融資機関は、沿岸漁業改善資金の貸付けの業務に必要な資金（以下「県貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書（別記第12号様式）を知事に提出しなければならない。
 - 4 知事は、前項の規定により貸付けの申請があつたときは、速やかに審査を行い、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行い、沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書（別記第13号様式）を融資機関に交付するものとし、貸付けを行わないことを決定したときは、その旨を融資機関に通知するものとする。
 - 5 融資機関は、前項の規定による貸付けの決定の通知を受けたときは、速やかに沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（別記第14号様式）を借入申込者に交付するものとし、貸付けを行わない旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を借入申込者に通知しなければならない。
 - 6 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、沿岸漁業改善資金県貸付金支払請求書（別記第15号様式）を知事に提出しなければならない。
 - 7 県貸付金の交付は、前項に規定する支払請求を受けて行うものとする。この場合において、融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書（別記第16号様式）を知事に提出しなければならない。
 - 8 県貸付金の償還期間及び据置期間は、当該県貸付金を原資として融資機関が借入申込者に対して貸し付ける沿岸漁業改善資金が該当する第2条の表の沿岸漁業改善資金の種類欄の区分及び貸付対象資金の内容の欄の区分に応じ、同表の償還期間及び据置期間の欄に掲げる期間にそれぞれ1年を加えた期間とする。ただし、同欄に据置期間が掲げられていない場合にあつては、県貸付金の償還期間は同欄に掲げる償還期間に1年を加えた期間とし、据置期間は1年とする。
 - 9 融資機関は、沿岸漁業改善資金の貸付けを受ける者との貸付契約を、沿岸漁業改善資金借用証書（別記第17号様式）により行うものとする。この場合において、融資機関は、当該沿岸漁業改善資金の貸付けを受ける者に対し、当該沿岸漁業改善資金借用証書の特約条項を遵守させるものとする。
 - 10 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに沿岸漁業改善資金の貸付けを行うものとする。この場合において、融資機関は、当該沿岸漁業改善資金の貸付けを行うことを

条件として当該沿岸漁業改善資金の貸付けを受ける者に対して既存債権の償還条件等の変更をしてはならない。

11 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

(1) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合

12 融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、また、知事が当該融資機関に対する貸付金債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく報告をしなければならない。

(令5規則40・全改)

(貸付対象事業等の完了の期間及び実施の報告)

第9条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けたもの（以下「借受者」という。）は、貸付対象事業等を、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた日から起算して3月（漁業経営開始資金に係るものにあつては、6月）以内に完了しなければならない。ただし、貸付けの決定を行った機関（知事又は融資機関をいう。以下「貸付決定機関」という。）が、当該期間内に貸付対象事業等を完了することが著しく困難であると認めたものについては、この限りでない。

2 借受者は、貸付対象事業等が完了したときは、その旨を、その日から20日以内に沿岸漁業改善資金事業実施報告書（別記第18号様式）により貸付決定機関に報告しなければならない。この場合において、借受者が貸付けを受けた沿岸漁業改善資金が第2条の表に掲げるその他の貸付条件を付されているものであるときは、当該その他の貸付条件を成就したことを証する書類を添えるものとする。

3 前項の規定により知事に報告する場合は、地域振興局又は支庁の長を経由してするものとする。

4 地域振興局又は支庁の長は、前項の規定により第2項に規定する書類を受理したときは、貸付対象事業等の実施状況を確認の上、当該書類を知事に進達するものとする。

5 融資機関は、第2項の規定による報告があつたときは、その内容を審査し、速やかに沿岸漁業改善資金県貸付金事業実施報告書（別記第19号様式）を知事に提出しなければならない。

6 知事は、第2項又は前項に規定する書類により事業実施の結果が貸付けの目的に適合し

ていないと認める場合は、借受者及び融資機関に対し、必要な指示をすることができる。
この場合において、借受者及び融資機関は、その指示に従わなければならない。

(平5規則67・平9規則20・平14規則40・平19規則43・令4規則35・一部改正, 令
5規則40・旧第10条繰上・一部改正)

(貸付資格認定の取消し)

第10条 知事は、貸付けの決定から事業が完了するまでの間に、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画が達成できない見込みとなつた場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書(別記第20号様式)により借受者に通知するとともに、借受者が融資機関から貸付けを受けている場合は、その旨を当該融資機関に通知するものとする。

(令4規則35・追加, 令5規則40・旧第10条の2繰上・一部改正)

(期限前償還)

第11条 貸付決定機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を、期限を示して請求することができるものとする。

- (1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 償還金の支払を怠つたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

2 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部の償還を、期限を示して請求することができるものとする。

- (1) 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 知事が融資機関に対する貸付金債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠つたとき。
- (3) 県貸付金の償還金の支払を怠つたとき(借受者による沿岸漁業改善資金の償還を法第12条第2項において準用する法第10条の規定により猶予したことにより、融資機関が、県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。)
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

(令5規則40・追加)

(支払の猶予)

第12条 法第10条(法第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による償還金の支払の猶予を申請しようとするもの(以下「猶予申請者」という。)は、沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書(別記第21号様式)に、法第10条の理由があることを証明する書

類を添え、償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。）の30日前までに貸付決定機関に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により支払の猶予の申請があつたときは、その内容を審査し、支払の猶予を行うことが適当であると認めるときは、支払の猶予の決定をするものとする。
- 3 知事は、前項の支払の猶予の決定をしたときは、沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定通知書（別記第22号様式）を猶予申請者に交付するとともに、その旨を沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定連絡書（別記第23号様式）により関係の地域振興局又は支庁の長並びに漁協及び信漁連に通知するものとし、支払の猶予を認めないことを決定したときは、その旨を猶予申請者、関係の地域振興局又は支庁の長並びに漁協及び信漁連に通知するものとする。
- 4 融資機関は、第1項の規定により支払の猶予の申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに、沿岸漁業改善資金県貸付金償還金支払猶予申請書（別記第24号様式）を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、前項の規定により支払の猶予の申請があつたときは、その内容を審査し、支払の猶予を行うことが適当であると認めるときは、支払の猶予の決定を行い、沿岸漁業改善資金県貸付金償還金支払猶予決定通知書（別記第25号様式）を融資機関に交付するものとし、支払の猶予を認めないことを決定したときは、その旨を融資機関に通知するものとする。
- 6 融資機関は、前項の規定による支払の猶予に係る決定の通知を受けたときは、支払の猶予の決定を行つた旨又は支払の猶予を認めないことを決定した旨を猶予申請者に通知しなければならない。
- 7 貸付決定機関は、支払期日後に償還金の支払の猶予を認めないことを決定したときにおいても、法第11条（法第12条第2項において準用する場合を含む。）に規定する違約金を徴収するものとする。

（令4規則35・一部改正、令5規則40・旧第11条繰下・一部改正）

（雑則）

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和54年12月21日から施行する。
- 2 （省略）

附 則（昭和55年11月17日規則第82号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年7月22日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年7月27日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年11月7日規則第88号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年6月3日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年10月11日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年10月24日規則第86号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年10月30日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年11月2日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年11月20日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年8月29日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年7月31日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年10月14日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年2月3日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年12月8日規則第67号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「旧規則」という。）の規定により貸し付けられた貸付金については、なお従前の例による。

- 3 旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成7年2月15日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年9月22日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年10月25日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月28日規則第20号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正前の鹿児島県林業改善資金貸付規則及び鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成10年10月30日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第109号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年7月4日規則第148号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年6月14日規則第40号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金について

は、なお従前の例による。

附 則（平成15年2月25日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第32号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日規則第43号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月8日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年10月30日規則第52号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年11月8日規則第56号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「新規則」という。）第1条、第2条（表経営等改善資金の部7の項、同表生活改善資金の部3の項及び同表青年漁業者等養成確保資金の部3の項の改正規定を除く。）及び第3条から第6条までの規定は、平成23年9月27日以後の申請に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。
- 3 平成23年9月27日から施行の日の前日までの間において改正前の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「旧規則」という。）第5条の規定により提出された沿岸漁業改善資金貸付申請書及び事業計画書は、新規則第5条の規定により提出された沿岸漁業改善資金貸付申請書及び事業計画書とみなす。

附 則（平成25年3月29日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 9 月 9 日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 6 月30日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 6 月 5 日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月21日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 3 日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月30日規則第23号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月30日規則第28号）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和 4 年 2 月25日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 8 月19日規則第35号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和 5 年 5 月12日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 7 月 7 日規則第40号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記

第1号様式(第5条関係)

※ 受付地域振興局, 支庁名		受 付 年月日	受付 番号	
-------------------	--	------------	----------	--

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
(電話番号)

沿岸漁業改善資金(資金)の貸付資格の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

第2号様式(第5条関係)

その1(経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金以外の資金の場合)

経営等改善措置に関する計画

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			事業費 千円	申請額 千円
	種類及び名称	台(セット)数	単価 円		

注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、「申請者」欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を()書きで記載すること。

2 設置計画

(1) 資金の種類、機器等の概要

資金の種類及び機器の種類・名称	メーカー名称及び型式名称	施工者名称	機器等の内容	員数	購入又は設置の予定時期

(2) 機器等を装備する漁船

登録番号	船名	総トン数
所有者氏名	進水年月日	
使用者氏名		
漁業種類		

注1 「資金の種類及び機器等の種類・名称」欄は、操船作業省力化機器等設置資金等の資金の種類及び遠隔操縦装置、レーダー等の機器等の種類及び名称を記載すること。

2 「メーカー名称及び型式名称」欄は、機器等の種類及び名称ごとに、メーカー名、型式番号、品名等を記載すること。

3 「施工者名称」欄は、機器等の取付け、装備等を行う施工者の名称を記載すること。

4 「機器等の内容」欄は、機器等の性能及び出力、制御する施設の出力、工事の内容、範囲等を記載すること。

5 機器等について、基準の示してあるものについては、基準を満たしていることが分かるカタログ、取扱書若しくは設計図又はこれらのコピーを添付すること。

3 資金計画

事業費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

4 地域振興局又は支庁の長の意見

地域振興局長
 支 庁 長

その2(新養殖技術導入資金の場合)

経営等改善措置に関する計画

1 総括表

申請者							事業費	①+②+③+④千円	
養殖水産動植物の種類							申請額	千円	
内	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額		購入又は設置時期		
				円	千円 ①		年 月 日～年 月 日		
内	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額		購入時期	購入先	
		cm		円	千円 ②		年 月 日		
内	種苗の生産	費	費	費	費	費	合計	生産数量	生産時期
		千円	千円	千円	千円	千円	千円 ③		年 月 ～ 年 月
訳	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額		購入時期		購入先
			kg	円	千円 ④		年 月 日		
その他									
養殖技術の内容									
経営の概況	現在								
	今後								

- 注1 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、「申請者」欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を()書きで記載すること。
- 2 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組み内容を記載すること。
- 3 「養殖技術の内容」欄は、新品種養殖技術、沈下式(又は浮沈式)養殖技術、淡水魚の海水馴化養殖技術、移動式小割り式養殖技術又はその他の養殖技術のいずれかを記載すること。
- 4 「経営の概況」欄は、基幹的な漁業種類、使用漁船の総トン数別の隻数、養殖水産動植物の種類、養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数、養殖期間、年間生産量、生産金額、漁業所得等を記載すること。

2 資金計画

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

3 地域振興局又は支庁の長の意見

地域振興局長
支 庁 長

その3(資源管理型漁業推進資金の場合)

経営等改善措置に関する計画

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費 千円	申請額 千円
	種類及び名称	台数	単価 円		

注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、「申請者」欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を()書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 資源管理措置

ア 資源管理の内容

資源管理対象漁場	
管理対象水産資源	
管理対象漁業種類	
資源管理の実施者	
水産資源の管理の方法	
取決めの有効期間	
取決めに違反した場合の措置	
その他	

注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

イ 機器等の概要

(ア) 資源管理措置に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

(イ) 機器等を装備する漁船

登録番号		船名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			
使用者氏名					

(2) 低利用・未利用資源の開発・利用

ア 低利用・未利用資源の開発・利用の内容

低利用・未利用魚種		漁獲時期	月～ 月
開発・利用の方法			

注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

イ 機器等の概要

(ア) 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

(イ) 機器等を装備する漁船

登録番号		船名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			
使用者氏名					

(3) 付加価値向上措置

ア 活魚出荷を行う場合

(ア) 活魚出荷の内容

対象魚種		活魚出荷量	年間	t
活魚出荷の方法				

注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者のそれぞれの取り組む内容を記載すること。

(イ) 機器等の概要

a 活魚出荷に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

b 機器等を装備する漁船

登録番号		船名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			
使用者氏名					

イ 加工を行う場合

(ア) 加工の内容

対 象 魚 種		加工量(原料魚)	年間	t
加 工 の 方 法				

注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者のそれぞれの取り組む内容を記載すること。

(イ) 加工に必要な機器等

種 類	名 称	購 入 又 は 設置予定, 保有済み, 共同利用の 別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカ 名称及び 施工者名称	機 器 等 の 内 容	購 入 又 は 設 置 予 定 時 期

3 資金計画

購 入 設 置 費	資 金 調 達 方 法		
	沿 岸 漁 業 改 善 資 金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円	千円

4 地域振興局又は支庁の長の意見

地域振興局長 支 庁 長

添付書類

資源管理に関する取決めの写し

その4(環境対応型養殖業推進資金の場合)

経営等改善措置に関する計画

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費 千円	申請額 千円
	種類及び名称	台数	単価 円		

注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、「申請者」欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を()書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 漁場環境適正化管理の内容

環境適正化管理対象漁場	
管理対象養殖魚種	
環境適正化管理の実施者	
環境適正化管理の方法	
管理協定の有効期間	
管理協定に違反した場合の措置	
その他	

注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

(2) 養殖漁場環境の悪化防止措置

ア 投餌の内容、量及び方法の改善の内容

現在の投餌の状況	
改善後の投餌の状況	

注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

イ 投餌の内容、量及び方法の改善に必要な機器等

種 類	名 称	購 入 又 は 設 置 予 定, 保 有 済 み, 共 同 利 用 の 別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メ ー カ ー 名 称 及 び 施 工 者 名 称	機 器 等 の 内 容	購 入 又 は 設 置 予 定 時 期

(3) 養殖魚の安全性の確保措置

ア 薬品・漁網防汚剤の使用適正化の内容

現在の使用状況	
改善後の使用状況	

注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

イ 薬品・漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等

種 類	名 称	購 入 又 は 設 置 予 定, 保 有 済 み, 共 同 利 用 の 別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メ ー カ ー 名 称 及 び 施 工 者 名 称	機 器 等 の 内 容	購 入 又 は 設 置 予 定 時 期

注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

(4) (2)及び(3)に関連して必要な機器等

種 類	名 称	購 入 又 は 設 置 予 定, 保 有 済 み, 共 同 利 用 の 別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メ ー カ ー 名 称 及 び 施 工 者 名 称	機 器 等 の 内 容	購 入 又 は 設 置 予 定 時 期

3 資金計画

購 入 設 置 費	資 金 調 達 方 法		
	沿 岸 漁 業 改 善 資 金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円	千円

4 地域振興局又は支庁の長の意見

地域振興局長
支 庁 長

添付書類

認定漁場改善計画又は漁場環境適正化管理協定の写し

第3号様式(第5条関係)

その1(生活合理化設備資金及び住居利用方式改善資金の場合)

生活改善措置に関する計画

1 総括表

申請者		世帯主との続柄	
家族員	構成 (うち沿岸漁業の従事者 人)		
経営の概況			

注1 「家族員」欄の構成は、「父、母、本人、本人の妻又は夫、子何人、弟何人」というように記載すること。

2 「経営の概況」欄は、基幹的な漁業の種類、漁船漁業にあつては使用漁船の総トン数別の隻数、定置網の統数、養殖業にあつては養殖種類ごとの養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数、年間生産量、生産金額、当該世帯の漁業所得及びその総所得に対する割合等を簡潔に記載すること。

2 事業計画

事業の種類及び種目		改善を必要とする理由	
生活合理化設備資金	住居利用方式改善資金	施工予定	
		着工	年 月 日
		完成	年 月 日
工事内容		資材購入費	千円
(1) 面積			
(2) 構造		工事費	千円
(3) 仕上げ		合計	千円

注1 「事業の種類及び種目」欄は、鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則で定めるもののうち、本資金の貸付けを受けようとするもの(例えば、し尿浄化装置)を記載すること。

2 「住居利用方式改善資金」欄は、改善箇所の名称(例えば、居室、炊事施設)を具体的に記載し、改善箇所が2以上ある場合、その主要なものに◎印をつけること。

3 「工事内容」欄は、面積、構造、仕上げの種類、数量等を記載すること。

3 資金計画

総事業費	資金調達方法			備考
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
千円	千円	千円	千円	
計	千円	千円	千円	

4 地域振興局又は支庁の長の意見

(1) 施設の改善設計の適否
(2) 改善による経済的効果
(3) 改善による波及効果
地域振興局長 支庁長

添付書類

設計図(改善前と改善後のもの)

その2(婦人・高齢者活動資金の場合)

生活改善措置に関する計画

1 総括表

申請主体の名称	代表者の氏名	参加人員		
		総計	男	女
		人	人	人
申請主体の概況				

注 構成員の年齢構成については、「申請主体の概況」欄に記載すること。

2 事業計画

貸付対象活動の態様 及び内容	事業実施に必要な経費		
	機器, 設備, 材料等	員数	単価 金額
活動の態様			円 千円
活動の内容及び方法			
	計		

注 「活動の態様」欄は、「まだい養殖」、「うに加工」というように記載すること。

3 資金計画

総事業費	資金調達方法			備考
	沿岸漁業 改善資金	自己資金	その他	
千円	千円	千円	千円	

4 地域振興局又は支庁の長の意見

地域振興局長
支庁長

第4号様式(第5条関係)

その1(研修教育資金の場合)

青年漁業者等養成確保措置に関する計画

1 総括表

申請者		自ら研修を受ける者又は使用者の別	
申請額	人		千円
研修を受ける機関名又は漁家名(国外研修にあつては、派遣機関名)			
上記の所在地(住所)(国外研修にあつては、研修を受ける国)			
研修の名称(研修コース名)	教育・試験研究機関等研修 漁家研修	国外研修 資格取得講習	(研修コース名)
研修期間	年 月 日～ 年 月 日(日間)		

2 従業者の技能改善又は資格取得の計画(使用者のみ記入すること。)

	今年度計画	過去3年度実績	来年度以降3年度の計画			
			年度	年度	年度	計
従業員数	今年度末 人	各年度末平均 人	年度末 人	年度末 人	年度末 人	
研修機関(部門) 研修人員	人	人	人	人	人	人
研修機関(部門) 研修人員	人	人	人	人	人	人
研修人員計	人	人	人	人	人	人

3 地域振興局又は支庁の長の意見

地域振興局長
支庁長

その2(高度経営技術習得資金の場合)

青年漁業者等養成確保措置に関する計画

1 総括表

申請者	購入する機器等			購入費	申請額
	種類及び 名称	台数	単価		
			円	千円	千円

2 購入する機器の利用計画

購入する機器の 利用計画	
-----------------	--

3 資金計画

購入費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

4 地域振興局又は支庁の長の意見

--

地域振興局長
支庁長

その3(漁業経営開始資金のうち部門経営以外の漁船漁業の開始に係る資金の場合)

青年漁業者等養成確保措置に関する計画

1 総括表

申請者				購入 設置費			千円
開始する漁業の種類				申請額			千円
内	漁船の建造, 取得又は改造	建造, 取得又は改造の別	総トン数 馬力数	金額 千円	建造, 取得又は改造の時期		年 月 日～ 年 月 日
			t kW				
内	漁具の購入	漁具の名称 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日～ 年 月 日	
内	機器等(漁具を除く。)の購入	機器等の名称	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日～ 年 月 日	
内	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
				円	千円	年 月 日	
内	燃料の購入	燃料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
				円	千円	年 月 日	
その他							

2 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成と労働力

氏名	続柄	年齢	住所	漁業従事 日数 (予定)	漁業従事 内容 (予定)	備考 (漁業関係経歴: 学校, 研修, 雇われ漁業等)
	申請者					

(3) 経営計画(年間)

漁業種類	対象魚種	期 間	使用漁船 総トン数	漁 獲 量	販売金額	左の経営内容に達する までの年次計画
合 計						

注 各項目は、漁業種類及び対象魚種ごとに記載すること。

(4) 資金計画

年 次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法			備 考
	機器等の種類	金 額	沿岸漁業改善資金	自己資金	そ の 他	
1年目		千円	千円	千円	千円	
2年目						
3年目						
合 計						

注 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記載すること。

3 経営の基本的方針(将来構想を含む。)

注 この資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記載すること。

4 地域振興局又は支庁の長の意見

<p>地域振興局長 支 庁 長</p>

その4(漁業経営開始資金のうち部門経営以外の養殖業の開始に係る資金の場合)

青年漁業者等養成確保措置に関する計画

1 総括表

申請者				購入設置費		千円	
養殖水産動植物の種類				申請額		千円	
内	漁船の建造, 取得又は改造	建造, 取得又は改造の別	総トン数 馬力数	金額		建造, 取得又は改造の時期	
			t kW	千円		年 月 日～ 年 月 日	
	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日～ 年 月 日	
	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額	購入時期	購入先
cm			円	千円	年 月 日		
餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先	
		kg	円	千円	年 月 日		
訳	その他						

2 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成と労働力

氏名	続柄	年齢	住所	漁業従事日数 (予定)	漁業従事内容 (予定)	備考 (漁業関係経歴：学校，研修，雇われ漁業等)
	申請者					

(3) 経営計画(年間)

養殖魚種	養殖方式	期 間	養殖規模	生 産 量	販売金額	左の経営内容に達するまでの年次計画
合 計						

注 各項目は、養殖魚種ごとに記載すること。

(4) 資金計画

年 次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法			備 考
	機器等の種類	金 額	沿岸漁業改善資金	自己資金	そ の 他	
1年目		千円	千円	千円	千円	
2年目						
3年目						
合 計						

注 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記載すること。

3 経営の基本的方針(将来構想を含む。)

注 この資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記載すること。

4 地域振興局又は支庁の長の意見

地域振興局長 支 庁 長

その5(漁業経営開始資金のうち部門経営の漁船漁業の開始に係る資金の場合)

青年漁業者等養成確保措置に関する計画

1 総括表

申請者				購入 設置費			千円	
開始する漁業の種類				申請額			千円	
内 訳	漁船の改造	総トン数	馬力	金額	改造の時期			
			t kW	千円	年 月 日～ 年 月 日			
	漁具の購入	漁具の名称 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期		
				円	千円	年 月 日～ 年 月 日		
	機器等(漁具を除く。)の購入	機器等の名称	数量	単価	金額	購入又は設置時期		
				円	千円	年 月 日～ 年 月 日		
餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先		
			円	千円	年 月 日			
燃料の購入	燃料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先		
			円	千円	年 月 日			
その他								

2 自家経営の概要

貸付申請者の年齢	歳	経営主との続柄	
経営主の氏名		年齢	歳
経営主の住所			

経営主の経営概況	経営規模及び販売金額				所得	
	漁業種類	使用漁船総トン数	漁獲量	販売金額	漁業所得 漁業外所得	千円
				千円		
	計				計	

3 漁業経営開始計画

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

(2) 部門経営の計画内容(年間)

漁業種類	対象魚種	期 間	使用漁船総トン数	漁 獲 量	販 売 金 額
合 計					

注 各項目は、漁業種類及び対象魚種ごとに記載すること。

(3) 資金計画

年 次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法			備 考
	機器等の種類	金 額	沿岸漁業改善資金	自己資金	そ の 他	
1年目		千円	千円	千円	千円	
2年目						
3年目						
合 計						

注 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記載すること。

4 地域振興局又は支庁の長の意見

地域振興局長
支 庁 長

その6(漁業経営開始資金のうち部門経営の養殖業の開始に係る資金の場合)

青年漁業者等養成確保措置に関する計画

1 総括表

申請者			購入設置費	千円		
養殖水産動植物の種類			申請額	千円		
内	漁船の改造	総トン数	金額	改造の時期		
		馬力		千円	年	月
内	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期
				円	千円	年 月 日～ 年 月 日
内	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額	購入時期
		cm		円	千円	年 月 日
内	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期
			kg	円	千円	年 月 日
訳	その他					

2 自家経営の概要

貸付申請者の年齢	歳	経営主との続柄	
経営主の氏名		年齢	歳
経営主の住所			

経営主の経営概況	養殖規模及び販売金額					所得	
	養殖魚種	養殖方式	養殖規模	生産量	販売金額	漁業所得	千円
					千円		
	計	/	/	/		計	

3 漁業経営開始計画

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

(2) 部門経営の計画内容(年間)

養殖魚種	養殖方式	期 間	養 殖 規 模	生 産 量	販 売 金 額
合 計					

注 各項目は、養殖魚種ごとに記載すること。

(3) 資金計画

年 次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法			備 考
	機器等の種類	金 額	沿岸漁業改善資金	自己資金	そ の 他	
1年目		千円	千円	千円	千円	
2年目						
3年目						
合 計						

注 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記載すること。

4 地域振興局又は支庁の長の意見

地域振興局長
支 庁 長

第5号様式（第5条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定書

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事



年 月 日付で申請のあつたことについては、沿岸漁業改善資金（資
金）の貸付けを受けることが適当であると認定します。

第6号様式(第6条関係)

※ 受付地域振興局, 支庁名		受付 年月日		受付 番号	
-------------------	--	-----------	--	----------	--

沿岸漁業改善資金貸付申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
(電話番号

沿岸漁業改善資金(資金)の貸付けを受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請の概要

資金の種類	償還期間	据置期間	資金交付 希望日	事業量	事業費	申請額
	年	年	月 日		千円	千円

注 「資金の種類」欄は、鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の貸付対象資金の種類を記載すること。

2 連帯債務者

連帯 債務 者	住 所	氏 名	申 請 者 と の 関 係

3 連帯保証人

連帯 保 証 人	住 所	氏 名	申 請 者 と の 関 係

4 担保物件

担 保 物 件

5 償還計画

償		還						計					画
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目		
月 日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	

6 申請者の概要

事業開始の時期
事業の概要

資本金の額又は出資の総額		
常時使用する従業者数		
沿岸漁業改善資金未償還額	資 金 の 種 類	未 償 還 額

添付書類

- 1 経営等改善資金又は青年漁業者等養成確保資金(漁業経営開始資金に限る。)の貸付けで、申請者が認定中小企業者以外の場合の申請にあつては、収支計画書
 - 2 法人格のない団体にあつては、当該団体の規約及び構成員名簿
- 注1 鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の貸付対象資金の種類ごとに申請書を提出すること。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。

第7号様式(第6条関係)

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年 月 日付けで貸付けの申請のあつた沿岸漁業改善資金(資金)
については、下記のとおり貸付けを決定する。

記

資 金 種 類	貸付決定番号	貸 付 金 額		
		千円		
償 還 期 限	年 月 日			
償 還 方 法	償 還 期 日	金 額	摘 要	
	第1回	年 月 日	千円	
	第2回	年 月 日		
	第3回	年 月 日		
	第4回	年 月 日		
	第5回	年 月 日		
	第6回	年 月 日		
	第7回	年 月 日		
	第8回	年 月 日		
	第9回	年 月 日		
	第10回	年 月 日		
	第11回	年 月 日		
	第12回	年 月 日		
計				
連帯保証人		外 人		
担 保 物 件				

借用証書提出期限	年 月 日	資金交付日	年 月 日
----------	-------	-------	-------

第8号様式(第6条関係)

沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書

年 月 日

殿

鹿児島県知事



下記のものから貸付けの申請のあつた沿岸漁業改善資金について、別添のとおり貸付けを決定しました。

記

第9号様式(第6条関係)

(表)

収入印紙 貼付欄

受理		年 月 日
受理		年 月 日
貸付決定	番 号	第 号
	年 月 日	年 月 日

沿岸漁業改善資金借用証書

資 金 の 種 類						
借受者の氏名又は名称		住 所	郡 市	町 村	大 字	番 号
借 入 金 額	償還期日及び償還額	第1回	年	月	日	千円
		第2回	年	月	日	千円
		第3回	年	月	日	千円
		第4回	年	月	日	千円
		第5回	年	月	日	千円
		第6回	年	月	日	千円
償 還 期 限		第7回	年	月	日	千円
		第8回	年	月	日	千円
		第9回	年	月	日	千円
		第10回	年	月	日	千円
		第11回	年	月	日	千円
		第12回	年	月	日	千円
年 月 日						

本日、上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用しました。については、鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約します。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

上記資金の借受けにつき、下記の者は、鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、借受者と連帯して債務の履行の責めに任じます。

氏 名	印	住 所			
		郡 市	町 村	大 字	番 地

- 注 1 「資金の種類」欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金についての鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表に掲げる貸付対象資金の種類を記入すること。
- 2 「借受者の氏名又は名称」欄及び「住所」欄は、法人にあつてはその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記入すること。

(裏)

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

- 第1条 (氏名) (以下「乙」という。)は、鹿児島県(以下「甲」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。
- (1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の用途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
 - (2) 乙がこの借入金の借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠つたとき。
 - (3) 乙につき、仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき。
 - (4) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入つたとき。
 - (5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
 - (6) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
 - (7) この借入金により改良され、又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
 - (8) 乙が鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠つたとき。
 - (9) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

- 第2条 乙は、償還期限にかかわらずこの借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(報告)

- 第3条 乙は、事業実施後20日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、乙が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。

- 2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。

(調査)

第4条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項の調査をすることを承認する。

(弁済の充当)

第5条 乙及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(違約金)

第6条 乙は、甲から弁済期限又は期限前償還を要求された場合において甲の指定する期日までに償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払の日までの日数に応じ支払うべき金額に年12.25パーセントを乗じて計算した金額に相当する違約金を甲に支払う。

2 乙は、沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも前項の規定による違約金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第7条 保証人は、この契約に基づく一切の債務について乙と連帯して乙と保証人間の契約のいかんにかかわらずこれの履行の責めを負う。

(保証人の追加等)

第8条 乙は、甲が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちに、これに応ずるものとする。

2 甲は、保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応ずるものとする。

(担保)

第9条 乙は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となつたときには、速やかにこれを提供するものとする。

第10条 乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した資産を他人に譲渡し、若しくは賃貸し、又は他の債務の担保に供し、その現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならないものとする。

2 乙は、担保として提供した資産の価格が滅失、毀損等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

第11条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応ずるものとする。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応ずるものとする。

第10号様式（第8条関係）

※受付融資機関名		受付年月日	受付番号
----------	--	-------	------

沿岸漁業改善資金借入申込書

年 月 日

融資機関の代表者 殿

郵便番号

申込者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

（電話番号）

沿岸漁業改善資金（ 資金）を借り入れたいので、下記のとおり申し込みます。
記

1 申込みの概要

資金の種類	償還期間	据置期間	資金交付日 希 望	事業量	事業費	申込額
	年	年	月 日		千円	千円

注 「資金の種類」欄は、鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の貸付対象資金の種類を記載すること。

2 償還計画

償		還 計 画									
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
月 日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額

3 申込者の概要

事業開始の時期	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従業者数	
沿岸漁業改善資金未償還額	資金の種類 未償還額

添付書類

1 経営等改善資金又は青年漁業者等養成確保資金（漁業経営開始資金に限る。）の申込みで、申込者が認定中小企業者以外の場合の申込みにあつては、収支計画書

2 法人格のない団体にあつては、当該団体の規約及び構成員名簿

注1 鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の貸付対象資金の種類ごとに申込書を提出すること。

2 ※印欄は、記入しないこと。

第11号様式（第8条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書

第 号
年 月 日

融資機関の代表者 殿

鹿児島県知事



年 月 日付けで申請のあつたことについては、沿岸漁業改善資金（資
金）の貸付けを受けることが適当であると認定しました。

第12号様式（第8条関係）

沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

融資機関の名称

代表者の氏名

沿岸漁業改善資金（ 資金）の貸付けを実施するため、貸付金を借り入れたいので、下記のとおり申請します。

記

沿岸漁業改善資金県貸付金借入金額 円

第13号様式（第8条関係）

沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書

第 号
年 月 日

融資機関の代表者 殿

鹿児島県知事



年 月 日付で貸付けの申請のあつた沿岸漁業改善資金県貸付金については、
下記のとおり貸付けを決定する。

記

資 金 種 類	貸付決定番号	貸 付 金 額
		千円
償 還 期 限	年 月 日	
償 還 期 日	金 額	摘 要
第1回	年 月 日	千円
第2回	年 月 日	
第3回	年 月 日	
第4回	年 月 日	
第5回	年 月 日	
第6回	年 月 日	
第7回	年 月 日	
第8回	年 月 日	
第9回	年 月 日	
第10回	年 月 日	
第11回	年 月 日	
第12回	年 月 日	
計		

借用証書提出期限	年 月 日	資金交付日	年 月 日
----------	-------	-------	-------

第14号様式（第8条関係）

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

年 月 日

殿

融資機関の名称
代表者の氏名

年 月 日付けで借入れの申込みのあつた沿岸漁業改善資金（ 資金）
については、下記のとおり貸付けを決定する。

記

資 金 種 類	貸付決定番号	貸 付 金 額
		千円
償 還 期 限	年 月 日	
償 還 期 日	金 額	摘 要
第1回	年 月 日	千円
第2回	年 月 日	
第3回	年 月 日	
第4回	年 月 日	
第5回	年 月 日	
第6回	年 月 日	
第7回	年 月 日	
第8回	年 月 日	
第9回	年 月 日	
第10回	年 月 日	
第11回	年 月 日	
第12回	年 月 日	
計		

借用証書提出期限	年 月 日	資金交付日	年 月 日
----------	-------	-------	-------

注 「資金」及び「種類」の欄は、県貸付金を原資として貸し付ける沿岸漁業改善資金について、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表に掲げる貸付対象資金の種類を記入すること。

第15号様式（第8条関係）

沿岸漁業改善資金県貸付金支払請求書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

融資機関の名称

代表者の氏名

年 月 日付けで貸付決定のあつた沿岸漁業改善資金県貸付金の貸付けについて、
下記のとおり支払を請求します。

記

請求額 金 円也

振込先

金 融 機 関 名	本・支店名	種 別	口 座 番 号	(フリガナ) 口 座 名 義

第16号様式（第8条関係）
（表）

収入印紙
貼付欄

		受 理	年 月 日
		受 理	年 月 日
貸付決定	番 号	第	号
	年 月 日		年 月 日

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書

資 金 の 種 類						
融 資 機 関 の 名 称		住 所	郡 市 町 村	大 字	番 号	
借 入 金 額	償 還 期 日 及 び 償 還 額	第1回	年	月	日	千円
		第2回	年	月	日	千円
第3回		年	月	日	千円	
第4回		年	月	日	千円	
第5回		年	月	日	千円	
第6回		年	月	日	千円	
第7回		年	月	日	千円	
第8回		年	月	日	千円	
第9回		年	月	日	千円	
第10回		年	月	日	千円	
第11回		年	月	日	千円	
第12回		年	月	日	千円	
千円						
償 還 期 限						
年 月 日						

本日、上記のとおり沿岸漁業改善資金県貸付金を借用しました。については、鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約します。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

融資機関の名称
代表者氏名

注 「資金の種類」欄は、県貸付金を原資として貸し付ける沿岸漁業改善資金について、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金についての鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表に掲げる貸付対象資金の種類を記入すること。

(裏)

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第1条 融資機関(以下「乙」という。)は、鹿児島県(以下「甲」という。)から借り入れたこの資金と同額を、(以下「丙」という。)に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同一にして転貸する。

(期限前償還)

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金を貸付目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙がこの借入金の償還を怠ったとき(丙に転貸した資金の償還を沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第12条第2項において準用する同法第10条の規定により猶予したことにより、乙がこの借入金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。)
- (3) 乙がこの借入金を借入れ後速やかに貸し付けをしないとき。
- (4) 乙がこの借入金の借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき、仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (9) 乙が鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第3条 乙は、償還期限にかかわらずこの借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(転貸債権の期限前償還及び繰上償還)

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、前項の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、この契約に定める償還期限にかかわらず、速やかに受領額を甲に償還する。

3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 乙は、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第6条 乙は次に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

- (1) この借入金の転借により改良され、造成され、又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用取用されることとなつたことを知つた場合
- (2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に変更を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (4) 上記のほか、乙丙間の特約に基づき丙から報告を受けた場合
- (5) その他甲が指示する場合

(調査)

第7条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙から受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(違約金)

第9条 乙は、支払期日までに償還金を支払わなかつた場合又は甲の指定する支払期日までに第2条の規定により期限前償還をすべき金額を支払わなかつた場合には、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じ延滞金額に年12.25パーセントを乗じて計算した金額に相当する違約金を甲に支払う。

- 2 乙は、丙が沿岸漁業改善資金助成法第12条第2項において準用する同法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも前項の規定による違約金を支払うものとする。
- 3 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。
- 4 乙は、丙に対し違約金を請求してこれを徴収したときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

第17号様式（第8条関係）
（表）

収入印紙
貼付欄

		受 理	年 月 日
		受 理	年 月 日
貸付決定	番 号	第 号	
	年 月 日	年 月 日	

沿岸漁業改善資金借用証書

資 金 の 種 類						
借受者の氏名又は名称		住所	郡	市	町 村	大字 番 号
借 入 金 額	償還期日及び償還額	第1回	年	月	日	千円
		第2回	年	月	日	千円
第3回		年	月	日	千円	
第4回		年	月	日	千円	
第5回		年	月	日	千円	
第6回		年	月	日	千円	
第7回		年	月	日	千円	
第8回		年	月	日	千円	
第9回		年	月	日	千円	
第10回		年	月	日	千円	
第11回		年	月	日	千円	
第12回		年	月	日	千円	
千円						
償 還 期 限						
年 月 日						

本日、上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用しました。ついては、鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約します。

年 月 日

融資機関の代表者 殿

住 所
氏名又は名称及び代表者氏名

注1 「資金の種類」欄は、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金についての鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表に掲げる貸付対象資金の種類を記入すること。

2 「借受者の氏名又は名称」欄及び「住所」欄は、法人にあつてはその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記入すること。

(裏)

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 (氏名) (以下「乙」という。)は、融資機関(以下「甲」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の用途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙がこの借入金の借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (3) 乙につき、仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (4) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (6) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (7) この借入金により改良され、又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用取用されたとき。
- (8) 乙が鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (9) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらずこの借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(報告)

第3条 乙は、事業実施後20日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、乙が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。

(調査)

第4条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項の調査をすることを承認する。

(違約金)

第5条 乙は、甲から弁済期限又は期限前償還を要求された場合において甲の指定する期日までに償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払の日までの日数に応じ支払うべき金額に年12.25パーセントを乗じて計算した金額に相当する違約金を甲に支払う。

2 乙は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第12条第2項において準用する同法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも前項の規定による違約金を支払うものとする。

第18号様式（第9条関係）

その1（研修教育資金以外の資金の場合）

沿岸漁業改善資金事業実施報告書

年 月 日

（鹿児島県知事又は融資機関の代表者） 殿

郵便番号

借受者 住 所

氏 名

（電話番号）

さきに借り受けた沿岸漁業改善資金に係る事業を完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 借受状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	資金の種類	借受金額
年 月 日	第 年度 号	年 月 日		千円

2 事業実施状況

事業着工 年月日	年 月 日			事業完了 年月日	年 月 日			事業実 施場所	
事業 計 画				事業 実 績				計画と実績 との相違点 とその理由	
事業名	数量	単 価	金 額	事業名	数量	単 価	支 払 金 額	領収書 番 号	
		円	円			円	円		
計				計					

3 資金調達の実績

	総 事 業 費	資 金 調 達 区 分		
		沿 岸 漁 業 改 善 資 金	自 己 資 金	そ の 他
申 請 計 画 実 績	円	円	円	円

4 事業費等の確認（知事に報告する場合のみ記入すること。）

貸付限度額	円	貸付超過額	円	処 理 経 過	
確 認 の 証 明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日				地域振興局長 支 庁 長

添付書類

事業の完了を証する書類

注1 借受者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 1借受状況の表の「資金の種類」欄は、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表に掲げる貸付対象資金の種類を記入すること。

3 2事業実施状況の表の「事業実施場所」欄は、借受者の住所以外の場所で実施した場合に記入し、「事業名」欄は、鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表の資金の内容欄に掲げる機器等のうち、本資金の貸付けを受けたもの（例えば遠隔操縦装置）

を記入すること。

なお、住居利用方式改善資金に係る事業にあつては、改善箇所の名称（例えば居室、炊事施設）を記入すること。

- 4 借受者が法人格のない団体であるときは、当該団体の構成員の個人別内訳書を添付すること。

その2（研修教育資金の場合）

沿岸漁業改善資金事業実施報告書

年 月 日

（鹿児島県知事又は融資機関の代表者） 殿

郵便番号

借受者 住 所

氏 名

（電話番号）

さきに借り受けた沿岸漁業改善資金（研修教育資金）に係る事業を完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 借受状況及び研修状況

貸付決定 年 月 日	貸付決定 番 号	借 受 年 月 日	借 受 額	研 修 の 名 称	研 修 期 間
	第 号	年 月 日	千円		

2 研修の内容及び成果（国外研修の場合のみ記入すること。）

研修の内容	
研修の成果	

3 研修費使用状況

借 受 額	研 修 に 要 した 額	残 額 （借受額－研修に要した額）	繰 上 償 還 額
千円	千円	千円	千円

4 事業費等の確認（知事に報告する場合のみ記入すること。）

貸付決定額	円	貸付超過額	円	処 理 経 過	
沿岸漁業就 業の有無					
今後の指導 援助事項					
確認の証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 地域振興局長 支 庁 長				

添付書類

研修を終了したことを証する書類

注 借受者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

第19号様式（第9条関係）

沿岸漁業改善資金県貸付金事業実施報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

融資機関の名称
代表者の氏名

年 月 日付けで借り受けた沿岸漁業改善資金県貸付金について、沿岸漁業改善資金の貸付業務を実施したので、下記のとおり報告します。

記

沿岸漁業改善資金県貸付金借受実績

貸付決定番号		貸付決定日	
貸付金額	円	貸付実行日	
借受者名			

添付書類

借受者から提出された沿岸漁業改善資金事業実施報告書の写し

第20号様式（第10条関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事



年 月 日付けで認定した沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取り消したので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、鹿児島県を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1 貸し付けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
年 月 日		円

2 取消理由

--

第21号様式（第12条関係）

沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書

年 月 日

（鹿児島県知事又は融資機関の代表者） 殿

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

（電話番号 ）

沿岸漁業改善資金の償還金の支払の猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

貸付決定年月日	年 月 日				
貸付決定番号	年第 号				
資金の種類					
借受者の氏名 又は名称					
借受金額					
当初の償還方法	償	還	期	日	金 額
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変更後の償還方法	償	還	期	日	金 額
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円

変更理由	
------	--

添付書類

償還が著しく困難であることを証する書類

- 注1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「資金の種類」欄は、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表に掲げる貸付対象資金の種類を記入すること。
- 3 「変更理由」欄は、災害、疾病、負傷、盗難等により支払の猶予を必要とするに至った理由を記入すること。

第22号様式（第12条関係）

沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定通知書

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年 月 日付けで支払の猶予の申請のあつた沿岸漁業改善資金の償還金については、下記のとおり支払の猶予を決定しました。

記

貸付決定年月日	年 月 日				
貸付決定番号	年第 号				
資金の種類					
借受者の氏名 又は名称					
借受金額					
当初の償還方法	償 還 期 日	金 額			
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円
変更後の償還方法	償 還 期 日	金 額			
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
	第11回	年	月	日	千円
	第12回	年	月	日	千円

第23号様式（第12条関係）

沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定連絡書

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事



下記のものから支払の猶予の申請のあつた沿岸漁業改善資金の償還金について、別添のとおり支払の猶予を決定しました。

記

第24号様式（第12条関係）

沿岸漁業改善資金県貸付金償還金支払猶予申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

融資機関の名称
代表者の氏名

沿岸漁業改善資金県貸付金の償還金の支払の猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

貸付決定年月日	年 月 日		
貸付決定番号	年第 号		
資金の種類			
借受者の氏名 又は名称			
借受金額			
当初の償還方法	償 還 期 日	金 額	
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
	第11回	年 月 日	千円
	第12回	年 月 日	千円
変更後の償還方法	償 還 期 日	金 額	
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
	第11回	年 月 日	千円
	第12回	年 月 日	千円

変 更 理 由	
---------	--

添付書類

- 1 償還が著しく困難であることを証する書類
- 2 借受者から提出された沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書の写し

注1 「資金の種類」欄は、県貸付金を原資として貸し付ける沿岸漁業改善資金について、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表に掲げる貸付対象資金の種類を記入すること。

- 2 「変更理由」欄は、災害、疾病、負傷、盗難等により支払の猶予を必要とするに至った理由を記入すること。

第25号様式（第12条関係）

沿岸漁業改善資金県貸付金償還金支払猶予決定通知書

第 号
年 月 日

融資機関の代表者 殿

鹿児島県知事



年 月 日付けで支払の猶予の申請のあつた沿岸漁業改善資金県貸付金については、下記のとおり支払の猶予を決定しました。

記

貸付決定年月日	年 月 日		
貸付決定番号	年第 号		
資金の種類			
借受者の氏名 又は名称			
借受金額			
当初の償還方法	償 還 期 日	金 額	
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
	第11回	年 月 日	千円
	第12回	年 月 日	千円
変更後の償還方法	償 還 期 日	金 額	
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
	第11回	年 月 日	千円
	第12回	年 月 日	千円